

通学距離に関する法令他

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令【抜粋】

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

茂原市立中学校の生徒通学補助費支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、片道6キロメートル以上の距離からそれぞれの中学校に通学する生徒（以下「生徒」という。）に対し、通学補助費を支給するに必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の距離にかかわらず、特別な道路事情にあるものについては特に考慮することができる。

(補助費の額及び支給方法)

第2条 通学補助費の額及び支給方法については、教育委員会が別に定めるところによる。

(補助費の支給時期)

第3条 通学補助費は、毎年4月、9月、1月の3回に、これを支給する。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

第4条 この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

茂原市立中学校の生徒通学補助費支給に関する規則

第1条 この規則は、茂原市立中学校の生徒通学補助費支給に関する条例（昭和47年茂原市条例第61号）の規定に基づき通学補助費支給に関し必要な事項を定める。

第2条 補助費の年額は別表のとおりとし、生徒の保護者に支給する。

第3条 低所得者の家庭及び身体障害の生徒については、一般の生徒の1.5倍の額を支給する。

第4条 生徒が年度の中途において他の学校に転出した場合は、月割により補助費を返還しなければならない。ただし、死亡の場合はこの限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和47年5月1日から適用する。

附 則（昭和53年茂原市教育委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の茂原市立中学校の生徒通学補助費支給に関する規則の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（平成18年茂原市教育委員会規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表

距離	金額
6キロメートル以上	6,400円
7キロメートル以上	6,800円
8キロメートル以上	7,200円